

<一般委託>

横須賀市雨水管理方針等策定業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市雨水管理方針等策定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目 的	別紙のとおり
2	履行期間	2020年4月1日から2021年3月15日
3	施行場所	横須賀市小川町11番地
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	「労働安全衛生法」
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)管理技術者は、技術士(上下水道部門-下水道)を有すること。 (2)管理技術者は、中核市(20万人以上)で全体計画(雨水)面積5,000ha以上の地方公共団体における雨水管理総合計画(雨水管理方針)を策定した実績を有すること。 (3)管理技術者または技術担当者は、平成26年4月1日以降で、全体計画(雨水)面積5,000ha以上の地方公共団体において、日本下水道新技術機構「流出解析モデル利活用マニュアル」に基づいたシミュレーションを実施した実績を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局 技術部 計画課 下水道計画担当 菅原

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。          (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	--

# 横須賀市雨水管理方針等策定業務委託【2年目】 仕様書

## 1 業務目的

下水道における浸水対策について、汚水処理と雨水排除の整備区域を概ね同一とし、雨水整備については計画区域全域において一律の整備目標で整備を進めることを基本とし、一般に浸水被害実績に基づき優先的に整備されてきた。しかし、近年では「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に段階的に浸水対策を推進する必要がある。

本業務では、「雨水管理総合計画」のうち、当面・中期・長期にわたり下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理方針」の策定を行う。

## 2 業務工期

2020年度

## 3 業務対象

(1) 雨水管理方針策定業務（一部）

## 4 業務条件

(1) 雨水管理方針策定業務

- ◆ 対象区域：約 6,539 ha
- ◆ 国土交通省「雨水管理総合計画策定ガイドライン（平成 29 年 7 月）」に基づき作業を行う。

## 5 業務内容(共通)

### 5.1. 提出図書の内容

1年目の成果と併せて、各業務の最終報告書を提出する。なお、各業務の提出図書は以下の内容とし、部数等は、監督員と調整の上決定する。

#### <雨水管理方針策定業務>

- 雨水管理方針図書
  - イ) 雨水管理方針説明書
  - ロ) 雨水管理方針マップ

#### <浸水想定区域図作成業務>

- 報告書

#### <共通>

- その他参考図書
- 打合せ議事録
- 電子成果品

### 5.2. 計画協議

計画協議は、5回（年度当初、中間3回、年度末）を原則とする。

### 5.3. 照査

照査技術者は、計画内容及び各年度末に提出される図書の妥当性について照査を行い、監督員に報告する。

## 6 業務内容(雨水管理方針策定業務)

### 6.1. 地域(ブロック)ごとの雨水対策目標の検討

#### (1) 地域(ブロック)ごとの対策目標と浸水対策実施区域の設定

基礎調査における雨水整備状況、全体計画見直し後の下水道計画及び計画降雨強度や流出係数の算定結果(全体計画(雨水)見直し業務で設定)を基にブロック別対策目標を設定する。対策目標の設定にあたっては、重点対策地区における整備水準の向上検討、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ、及び民間活力や他事業との連携を考慮した対策目標の設定を行う。

評価指標の設定と評価結果を踏まえ、下水道による浸水対策を実施すべき一般地区とそのうち重点的に対策を推進する必要がある重点対策地区を決定する。

#### (2) 実施区域外の位置づけの検討

浸水対策実施区域外の地区について、他事業での対応等について検討し、関連機関との調整協議結果を踏まえ、取扱いについて整理する。

### 6.2. 段階的対策方針の策定

#### (1) 段階的対策時における対策メニューの抽出

現在・中期・長期の段階に応じた対策メニュー案について、浸水対策実施区域の状況に応じた対策を抽出する。

浸水対策実施区域の雨水整備状況、浸水シミュレーション結果に基づき、ブロック別の想定される対策メニュー、対策効果(整備面積)及び概算事業費を整理する。管路改修等の対策に対し、概算事業費算出が困難な場合は、貯留施設等代替対策を想定した場合の事業費を参考に、ブロック別概算事業費を設定する。また、将来的な浸水対策に対する財源を想定し、段階的な事業実現性について検討する。検討結果に基づき、段階的対策方針をとりまとめる。

以上をふまえ、雨水管理方針策定業務の作業内容一覧は表1に示すとおりである。

表 1 作業内容一覧【雨水管理方針】

作業項目		作業対象
1.基本作業の確認		-
2.基礎調査	2-1.現地踏査	-
	2-2.資料収集・整理	-
	2-3.まとめと照査	-
3.検討対象区域の設定	3-1.検討対象区域の設定	-
	3-2.まとめと照査	-
4.浸水要因分析と地域ごとの課題整理	4-1.地域(ブロック)分割	-
	4-2.浸水リスクの想定	-
	4-3.地域ごとの浸水要因分析	-
	4-4.まとめと照査	-
5.地域ごとの雨水対策目標の検討	5-1.評価指標の設定と評価	-
	5-2.計画降雨強度	
	5-3.流出係数の算定	
	5-4.地域ごとの対策目標と浸水対策実施区域の設定	●
	5-5.実施区域外の位置づけの検討	●
	5-6.まとめと照査	●
6.段階的対策方針の策定	6-1.段階的対策方針の策定	●
	6-2.まとめと照査	●
7.提出図書作成		●
8.計画協議		●